

令和5年度 第9回 四国中央市農業委員会  
総会議事録

四国中央市農業委員会

## 令和5年度第9回農業委員会総会日程表

日 時 令和5年12月6日(水) 午後1時30分～  
場 所 JAうま総合経済センター 会議室  
招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 藤信

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 報告第2号(追加提案)農地法第3条第1項の規定による許可申請の取下願について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- 日程第6 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第7 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 日程第8 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(貸借)の承認について
- 日程第9 議案第6号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 日程第10 議案第7号 利用状況調査に係る非農地判断について
- 日程第11 諮問第1号 法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について
- 日程第12 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

### 出席委員(17名)

- |          |         |         |         |
|----------|---------|---------|---------|
| 1 大西嘉一郎  | 3 森川雅之  | 4 石川光男  | 5 押条和司朗 |
| 6 尾崎之隆   | 7 池田忠志  | 8 篠永賢二  | 9 星川俊夫  |
| 10 河村久仁彦 | 11 坂上宏  | 12 眞鍋晴豊 | 13 鈴木博美 |
| 14 高橋藤信  | 15 鈴木和治 | 16 村上佳清 | 18 則友祝幸 |
| 19 石川武将  |         |         |         |

出席農地利用最適化推進委員（21名）

1 脇 純 樹	2 石 川 茂	3 山 下 宏 二	4 星 川 久 和
5 高 橋 忠 明	6 佐 藤 保 之	7 宇 高 勉	8 鎌 倉 静 夫
9 竹 本 正 行	11 村 上 紘 一	12 石 川 繁	13 紀 井 正 明
15 三 好 昇	18 伊 藤 浩 一	19 萩 尾 博	20 高 橋 秀 典
21 越 智 寧	22 近 藤 良 啓	23 河 村 嘉 男	24 竹 内 正 篤
25 鈴 木 敏 也			

欠席委員（2名）

2 窪 田 齊	17 寺 尾 悟 志
---------	------------

欠席農地利用最適化推進委員（4名）

10 喜 井 仁 志	14 受 川 清 男	16 合 田 篤 夫	17 鈴 木 一 郎
------------	------------	------------	------------

出席した職員

事務局長 森 實 大	次 長 三 宅 栄 一	係 長 武 村 美 保
主 任 金 子 愛 弓	専 門 員 藤 原 貴 仁	

第9回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和5年12月6日(13:30~)  
JAうま経済センター2階 会議室

局長 みなさん、ご起立願います。

局長 「礼」ご着席ください。

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

議長 只今の出席委員数は、17名であります。

議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第9回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

2番 窪田 委員

17番 寺尾 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

10番 喜井 委員

14番 受川 委員

16番 合田 委員

17番 鈴木 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、  
19番 石川 委員、1番 大西 委員 を指名いたします。

議長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、  
を議題といたします。

議長 報告を求めます。武村 係長

武村 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」につい  
て、報告いたします。  
番号1の案件については、令和5年11月14日解約。  
以上、1件の解約通知がありましたので、報告します。

議長 以上で報告を終わります。

議長 日程第3、報告第2号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の取下  
願」について、を議題といたします。

議長 報告を求めます。三宅 次長

三宅 それでは、報告第2号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の取下願」  
について、報告いたします。お手元に配布しております、議案書（追加提案  
分）の1ページをご覧ください。  
本日、審議予定となっておりました、議案第1号「農地法第3条第1項の規  
定による許可申請」番号9につきましては、申請人の都合により「取下願」  
が提出されましたので、報告します。

議長 以上で報告を終わります。

議長 日程第4、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による 許可申請」につ  
いて、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。武村 係長

武村 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」につい  
て、説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、贈与による所有権移転です。受人は、本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、11月9日に地元推進委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号2の案件については、売買による所有権移転です。受人は、本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、9月8日に地元農業委員、推進委員と共にヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号3の案件については、売買による所有権移転です。受人は周辺農地を耕作しており、耕作便利のため申請するもので、許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号4の案件については、小作地開放です。所有権を譲り受け、経営の安定を目指すもので、許可後は花卉の栽培を予定しています。

番号5の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号6の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は桃の栽培を予定しています。

番号7の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号8の案件については、父から子へ贈与による所有権移転です。許可後は水稻と柑橘の栽培を予定しています。

番号10の案件については、売買による所有権移転です。受人は、本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、11月21日に地元農業委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は柑橘の栽培を予定しています。

番号11の案件については、弟から兄へ贈与による所有権移転です。弟の体調不良により兄が農地を継承するもので、許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号12の案件については、母から子へ贈与による所有権移転です。母親が高齢になったため、子が農地を継承するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号13の案件については、売買による慣行小作権の移転です。渡人は労力不足により耕作困難になってきたところ、受人が自宅に近く耕作便利な当樹園地を増反し経営の安定を図るもので、許可後は果樹の栽培を予定しています。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番について、質疑はありませんか。

委員 申請者は新規就農者であるため、11月9日に申請者のヒアリングと現地確認を行いました。

申請者は所有及び借り受けしている農地はないですが、20年以上の営農経験があり、申請地は自宅からも近いため、年間を通して肥培管理を行うことが容易であるようです。今後は白菜、キャベツ、タマネギなど野菜の栽培を行っていくということなので問題ないと思います。

議長 続きまして2番

委員 申請者は新規就農者であるため、9月8日に申請者のヒアリングと現地確認を行いました。

申請者は、現在岡山在住ですが、幼少期から家庭で農業に携わっており、また、退職した夫と十数年間、野菜栽培を行い営農経験も豊富で、今後も意欲

的に取り組んでいくことが確認できました。申請地は娘夫婦の家の隣接地で、現在も岡山から月1～2回程度は通っており、通作は可能で、今後は娘夫婦宅への転居も考えています。土地所有者は、体が不自由なため農作業ができず、後継者もいないため、所有農地を売却予定です。

申請地と娘夫婦宅の間には個人の水路があり、この水路を通して機械を入れるようにしていますが、通行に関して同意も得ております。

以上のことから、許可することは問題ないと思います。

議長 3番

委員 異議ありません。

議長 4番

委員 異議ありません。

議長 5番

委員 異議ありません。

議長 6番

委員 異議ありません。

議長 7番

委員 異議ありません。

議長 8番

委員 異議ありません。

議長 10番

委員 受人は、現在農地を所有しておらず、今回の申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、11月21日にヒアリングと現地確認を行いました。農業の知識については、知人から農業指導を受け、柑橘の作付けを予定しています。農機具については、消毒等で使用する噴霧器を考えています。農作業

は受人自身が行うとのことですが、受人はグループホームを経営しており、将来的には施設利用者のリハビリも兼ね、柑橘の収穫体験をしていただく考えも持たれています。周辺地域との連携も図っていく意向なども確認しました。以上のことから、許可することは問題ないと思います。

議 長 11 番

委 員 異議ありません。

議 長 12 番

委 員 異議ありません。

議 長 13 番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

採決に入る前に、番号6番については石川委員の関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、石川委員の退席を求めます。

(石川 委員退席)

議 長 議案第1号中、番号6番、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、番号6番は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 石川委員の入室を許可いたします。

(石川 委員入室)

議 長 石川委員に報告します。石川委員関連案件の番号6番については、原案のと

おり許可することに決しましたので、報告いたします。

議長 それでは、引き続き採決を行います。

議長 議案第1号中、番号6番以外の案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第5、議案第2号、「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。武村 係長

武村 それでは、議案第2号、「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理」について、説明いたします。

2a 未満の農地をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合、農地法第4条第1項第8号の規定に基づき、許可は不要ですが、農業委員会への届出が必要となります。

番号1の案件については、農業用倉庫を設置するための届出です。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくをお願いします。

議長 番号1番について質疑はありませんか。

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第2号、「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理」について、「受理」することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第2号は、原案のとおり受理することに決しました。

議長 日程第6、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。金子 主任

金子 それでは、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は9件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」ともに満たしております。

番号1の案件について、受人は、現在賃貸住宅に居住していますが、子供の成長に伴い手狭になったため、実家近くの申請地を父より借り受けての一般個人住宅及び進入路建設で、申請地周辺は、宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号2の案件について、申請地は受人が購入した住宅に隣接しており、この宅地を介さなければ入れない袋地になっています。このたび、近隣の要望を受け、宅地を一体利用地として貸駐車場を整備するもので、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号3の案件について、受人は紙加工業を営む法人ですが、従業員駐車場が不足しているため、申請地を譲り受け、従業員駐車場を建設するもので、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。なお、既に駐車場として利用されていることから始末書が提出されてい

番号4の案件について、受人は総合物流業を営む法人ですが、事業に関連する倉庫の需要増加に伴い、利便性が良い申請地を譲り受け、倉庫を建築するもので、本件は3,000 m<sup>2</sup>を超える案件であり、開発許可が必要となるため、土地利用計画、排水計画等については、市・都市計画課において審査されております。申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号5の案件について、受人は土木工事業を営む法人ですが、市・農林水産課が関わる事業で水路の底にたまった砂や泥をすくい上げ、自然乾燥し一般建設残土として処理するために用地が必要なため、申請地を借り受けての汚泥置場建設で、申請地は第1種農地かつ農用地ですが、例外許可事由である「一時的な転用」であり、工事完了後には、農地に復元するため、一時転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号6の案件について、受人は、現在賃貸住宅に居住していますが、敷地内に個人住宅と自身が経営する会社の車庫を建築できる土地を探していたところ、申請地を譲り受けての個人住宅及び会社車庫建築で、申請地周辺は、宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号7の案件については、第7回総会において審議され、「異議なき旨の意見」を附して県へ進達した案件の関連案件で、松山自動車道の高架橋耐震工事を請け負う受人が、工事現場に近い申請地を工事用道路として利用するものです。申請地は、宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号8の案件について、受人は現在、亡き祖父の住宅に居住していますが、老朽化してきたため、申請地を母より借り受けての一般個人住宅建築で、申

請地周辺は、宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号9の案件について、受人は貨物運送業を営む法人ですが、事業拡大に伴い駐車場不足に苦慮していたところ、このたび隣接する申請地を譲り受ける運びとなり、露天駐車場を建設するもので、申請地周辺は、宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議 長 番号1番

委 員 異議ありません。

議 長 2番

委 員 異議ありません。

議 長 3番

委 員 異議ありません。

議 長 4番

委 員 異議ありません。

議 長 5番

委 員 異議ありません。

議 長 6番

委 員 異議ありません。

議 長 7番

委 員 事務局から説明がありましたが、受人が一時転用申請で、工事用道路として

利用する一部分について、地元から要望があり、工事終了後に道路として所有者に返還し、所有者から市に寄付する予定です。また、土地改良区の意見書も添付されていることから、問題ないと思います。

議 長 8 番

委 員 異議ありません。

議 長 9 番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

議 長 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって、議案第3号は、「異議なき旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第7、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。金子 主任

金 子 それでは、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」について、説明いたします。

番号1の案件については、当初計画者が令和3年から令和4年に各申請地を露天駐車場として農地転用の許可を受け、所有権移転をし、事業計画に沿って工事を進めようとしていましたが、急遽計画が変更され、今回、事務所用地として利用するための事業計画変更です。本件は3,000㎡を超える案件であり、開発許可が必要となるため、土地利用計画、排水計画等については、

市・都市計画課において審査されております。なお、事業計画者、転用面積に変更はありません。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議 長 番号1番

委 員 特に異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 「特になし。」との声

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって、議案第4号は、「異議なき旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第8、議案第5号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 藤原 専門員

藤 原 それでは、議案第5号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、説明いたします。

番号1の案件については、5年間の使用貸借です。

番号2番から12番の案件については、再設定ですので説明は省略します。

以上で説明を終わります。

議 長 それでは、これより質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 特に異議ありません。

議長 2番から12番の再設定について質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第5号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、「支障なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、「支障なき旨の意見」とすることとし、市へ答申いたします。

議長 日程第9、議案第6号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。金子 主任

金子 それでは、議案第6号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、説明いたします。

農地の相続人が引き続き、相続税の納税猶予を受ける場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により適用を受ける農地について、引き続き農業経営を行っていることを証明する書類の添付が必要です。証明につきましては、農業委員会が行うこととなっており、最終的に引き続き農地の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。

番号1の案件について、11月8日に現地調査を行いました。

番号2の案件について、11月10日に現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 申請者は、これまでも農業に従事しており、納税猶予の適用を引き続き受けるための適格性については問題ないと思います。また11月8日、現地確認を申請者と行いました。しっかりと農地が管理されており、水稻や野菜の栽培を確認できましたので問題ないと思います。

議長 番号2番

委員 申請者は、これまでも農業に従事しており、納税猶予の適用を引き続き受けるための適格性については問題ないと思います。また11月10日、現地確認を申請者とおこないました。しっかりと農地が管理されており、米の栽培を行っていくことを確認できましたので問題ないと思います。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

採決に入る前に、番号2番については森川委員の関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、森川委員の退席を求めます。

(森川 委員退席)

議長 議案第6号中、番号2番、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、番号2番は、原案のとおり証明することに決しました。

議長 森川委員の入室を許可いたします。

(森川 委員入室)

議長 森川委員に報告します。森川委員関連案件の番号2番については、原案のとおり証明することに決しましたので、報告いたします。

議長 それでは、引き続き採決を行います。

議長 議案第6号中、番号1番について、原案のとおり証明することに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり証明することに決しました。

議長 日程第10、議案第7号「利用状況調査に係る非農地判断」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。 三宅 次長

三宅 それでは、議案第7号「利用状況調査に係る非農地判断」について、説明いたします。

利用状況調査につきましては、農地法第30条第1項において、毎年、管内農地の利用状況を調査しなければならないとされており、今年度は4月から7月にかけて、委員の皆さんに調査を実施していただきました。調査では、農地法第32条第1項各号に該当するか否かを判定することとされており、該当する農地は「遊休農地」として、「農地法の運用について」第3の1の(3)に基づき分類し、このうち、既に森林の様相を呈している場合や周囲の状況からみてその土地を農地として復元しても継続して利用することができない等、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地については、再生利

用が困難な農地として、「農地法の運用について」第4の(4)の規定に基づき「農地」に該当しない旨、判断を行うものです。

今回、「非農地判断」を求める農地は、389筆、約30.5haです。

本総会にて、「非農地」と判断された農地については、「農地法の運用について」第4の(3)のウに基づき、所有者に「非農地通知」を発行し、今後は農地法の規制の対象外となるため、農地台帳から削除するとともに、県、市、法務局等の関係機関に対し、その旨を通知します。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑に入ります。

議長 質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第7号、「利用状況調査に係る非農地判断」について、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員あります。

議長 よって、議案第7号は、承認することに決しました。

議長 日程第11、諮問第1号、「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。 三宅 次長

三宅 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止」について、説明いたします。

番号1の案件について、当該「水路」は、公共の用に供されていないため、払い下げを受け、所有地と一体利用する予定です。なお、地元土地改良区の

同意書が添付されています。

番号2の案件については、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」番号1の関連案件です。申請人は事務所の建設を予定しており、都市計画法第32条及び第40条第1項に基づき、申請地を一体利用地として開発行為を行うため、「水路」の用途を廃止し、払い下げ後、相互帰属によって、新たに設置する「水路」を市に帰属する予定です。なお、地元土地改良区の同意書が添付されています。

番号3の案件については、議案第3号「農地法第5条第1項の許可申請」番号3に関連し、従業員駐車場の建設にあたり、「水路」の用途を廃止し、払い下げを受け、所有地と一体利用するものです。なお、地元水利組合の承諾書が添付されています。

番号4の案件については、議案第3号「農地法第5条第1項の許可申請」番号4に関連し、倉庫の建設に伴い、「道・水路」の用途を廃止し、払い下げを受け、一体利用するもので、水路については代替水路を寄附する予定です。なお、地元土地改良区の同意書が添付されています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1について、質疑はありませんか。

委員 11月30日現地を確認しました。当該水路は申請者の所有地の間に所在しており、公共の用に供されていない状況です。地元土地改良区の同意も得られていることから、用途廃止することは問題ないと思われま。

議長 2番

委員 申請地は、転用により事務所の一部になることから、現在の「水路」を用途廃止し、代替地を寄附する予定です。なお、地元土地改良区の同意を得てお

りますので、問題ないと思います。

議 長 3番

委 員 現地を確認しました。当該水路は、公共の用に供されていない状況です。地元水利組合の承諾も得られていることから、用途廃止することは問題ないと思われま

議 長 4番

委 員 申請地は、転用により倉庫の一部になることから、現在の「道・水路」を用途廃止し、代替地を寄附する予定です。なお、地元土地改良区の同意を得ておりますので、問題ないと思います。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止」について、「廃止しても支障なき旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、「廃止しても支障なき旨の意見」とすることとし、市へ答申いたします。

議 長 日程第12、諮問第2号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。藤原 専門員

藤 原 それでは、諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、説明いたします。

番号1の案件について、申出地は国土調査の成果により地目が「山林」と認定されたため、第6回総会にて非農地判断され、非農地通知が発行されたこ

とにより、今回、農用地区域からの除外申請をするものです。

番号2の案件について、申出者は製紙機械の設計、製造、加工、販売等を営む法人ですが、現在、複数の製紙会社から大型タンクと天井クレーンの製造依頼が急増し、既存工場だけでは納品に遅れが生じ、発注元に迷惑がかかっているため、早急に解決しなければならない状態です。そのため、新しく工場の建設を計画し、本社工場付近で選定した結果、申出地以外に条件を満たす土地がなかったため、やむを得ず農用地区域からの除外申請をするものです。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 特に異議ありません。

議長 2番

委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、「変更しても支障なき旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、諮問第2号は、「変更しても支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了し

ました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第9回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 (14:20)

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高橋 藤 信

---

委 員 石川 武 将

---

委 員 大西 嘉 一 郎

---